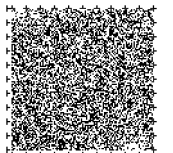


参考資料



1 区市町村の主な取組事例

(1) 心のバリアフリーに向けた取組

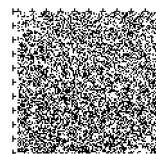
「I 子供へのユニバーサルデザイン教育等の都内全域への波及」

① 出前講座（江東区）

- ユニバーサルデザインの理解を深め、困っている方がいれば優しく手を差し伸べる、優しく思いやりのある心の醸成を図るため、小学生を対象に、総合学習の時間を活用し、障害者の講話、体験学習、児童同士でのグループワークなどの交流学习を実施している。
- 体験学習として、障害者の使う身振り、手話、空書き等を使った伝言ゲームを実施するなど、児童が障害者の体験を共有し、児童に気付きを持ってもらう取組となっている。
- 地域住民や障害者等で構成されるまちづくりサポーターが主体となり、各小学校を訪問している。平成26年度は7校で実施した。

② 福祉部と区民の協働による総合的な学習の時間支援事業（大田区）

- 小中学校の総合学習の時間で、当事者の講話や、白杖体験、ガイドヘルプ体験、車いす体験、手話体験に加え、希望する一部の学校には知的障害者への理解等を図るため、ワークショップ形式での授業を行っている。
- 実施に当たっては、区と障害者団体（区民）がそれぞれの役割を決め、協働して実施している。平成26年度には28校で実施した。
- 参加者からは「知的障害のある人が感じていることを体験できる機会は貴重だった」、「知的障害者への接し方がわかった」等、知的障害に対する理解が深まったことなどについての声が上がっている。



「Ⅱ 地域住民を対象としたユニバーサルデザインワークショップ等の都内全域への波及」

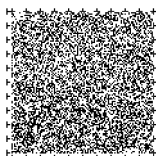
① ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動研修会（品川区）

- ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動の基礎知識や事例を紹介し理解を深めるとともに、車いす・白杖体験等を通して、当事者の立場に立ち、何ができるのかを考え、実感することができる機会とすることを目的とする。
- 体験では、設定されたコースを車いすや白杖で回ること、介助する側、される側それぞれの立場を学ぶことができる。また、研修会の中で盲導犬や聴導犬ユーザー講演会などを開催し、当事者の話を直接聞くことで、様々な立場の方の視点から、どんな手助けが必要か理解することができる。
- 平成26年度は、事業者、小学生・保護者、地域住民（2回）及び区職員と対象者を分け、計5回実施している。

※おたがいさま運動・・・困っている人がいたら助ける。困ったときは「助けて」と言える。そんなことが当たり前でできる「支え合いのまちづくり」をみんなで進める運動。

② ユニバーサルデザイン普及啓発事業（世田谷区）

- 区民参加のワークショップ形式により実施。障害者団体も参画し、協働でイベントを企画している。企画段階で計4回の打合せを実施しており、イベント開催による普及啓発だけでなく、ユニバーサルデザインに関わる区民等の養成を行うことができる。
- 車いす体験、アイマスク体験といった一般的なものに加えて、ゴールボール体験、点字名刺の作成体験なども実施している。
- 参加者からは、「知っているつもりだったが、初めて聞くこと、体験することばかりだった」、「障害者とじかに接してみて初めて気付くことがあった」等の声が上がっている。

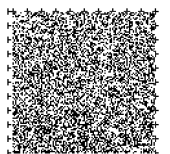


「Ⅲ 福祉のまちづくりサポーター等養成の都内全域への波及」

- ① 福祉のまちづくりサポーター（練馬区）
 - 幅広い区民にサポーターになってもらうため、福祉のまちづくりに関心がある方を対象に、申請に基づき登録している。
 - 任期は特になく、福祉のまちづくりに関するアンケートへの回答や、住まいの地域付近の道路や施設の整備・改良工事の現地調査への同行、整備後の検証を行う。
 - 平成 23 年度から実施し、平成 26 年度末では、車いす使用者、視覚障害者、知的障害者、高齢者、健常者等、様々な特性を持つ 446 人が登録している。
- ② おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（大田区）
 - 公募（作文+面接）又は障害者団体の推薦により、区内在住、ユニバーサルデザインのまちづくりに興味がある、平日の日中に活動ができる人を採用している。
 - 施設の整備等に関する現地調査及びその他のユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査等について、区へ調査結果等を提出するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりの普及及び啓発に関することにも携わる。
 - 平成 26 年度は障害者、知的障害のある児童の保護者、高齢者、外国人など、50 名が登録。区立施設、公園や駅周辺施設等の合同点検を実施した。

「Ⅳ 事業者における接遇向上研修等の普及促進」

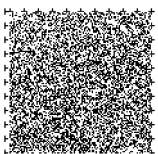
- ① ユニバーサルデザイン接客研修（世田谷区）
 - 商店街でユニバーサルデザインを広めるために、世田谷区烏山総合支所街づくり課及び株式会社まちづくりステーションが主体となり、障害者との買い物体験や窓口体験を実施している。
 - 実際に障害者とまちに出て買い物体験を行い、それぞれの場面で、障害特性に応じてどのような対応が必要かを学ぶ。また、窓口体験を実施し、障害特性ごとどのような配慮が必要かについて学ぶ。
 - 「ハード面だけでなく、ソフト面で個人が高い意識を持つことが重要と感じた」、「接してみて初めてわかることが多かった」等の声が、参加者から上がっている。
 - 平成 26 年度に実施した体験研修では、買い物体験に 34 名と 7 店舗の店主及び従業員が、窓口体験に 25 名がそれぞれ参加した。



「V 施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた普及啓発の強化」

① 町田市心のバリアフリーハンドブック（町田市）

- 肢体不自由者、視覚、聴覚障害者だけでなく、知的障害や精神障害なども含め、障害者理解を幅広く進めるための入門書として作成。小学校の授業や福祉研修等に活用している。
- 各障害等の状況ごとに、左ページに「困っていること」として、具体的な場面での事例を記載し、右ページにそれに対して「私たちにできること」として、コミュニケーション方法、手助けの方法等について記載するなど、理解しやすくするための工夫をしている。
- ホームページで掲載しているほか、冊子として作成し、市役所などの公共施設において配布するとともに、市内小中学校に教材として提供している。

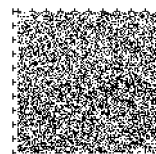


(2) 情報バリアフリーに向けた取組

「Ⅱ 地域のバリアフリーマップの都内全域への波及」

- ① ちよだ観光&地域バリアフリーマップ（千代田区）
 - 「ちよだ観光&地域バリアフリーマップ」は、区内を5つの地域（エリア）に分け、民間団体が作成・更新を行っており、区が作業に協力している。各地域ごとに車いすで利用しやすい施設や店舗の情報のほか、歩道と車道の高低差や坂道の斜度、道路が狭くなっている個所等を詳細に明示している。
 - 作成及び更新の際は、車いす使用者や建築学科の大学生に加え、子育て中の区民等、様々な立場のボランティアがまち歩きをして情報収集を行っている。
 - 各地域2,000部を作成し、区役所、区立施設のほか、民間の宿泊施設や商業施設等にも配布している。
 - 更新頻度は地域により異なるが、民間団体と協議の上、最新情報の把握・掲載に努めている。

- ② みんなのおでかけマップ（町田市）
 - 「みんなのおでかけマップ」（冊子版）は、だれでもトイレ（町田市では「みんなのトイレ」と呼称）が整備されている施設を中心に市内全域約710施設のバリアフリー設備の情報を掲載し、毎年度更新している。
 - 市内を5つの地域に分け、それぞれの地域について、地図及び各施設のバリアフリー情報及び連絡先を掲載している。
 - 市役所窓口や市立施設において毎年度1万部を無料配布しているほか、市のホームページからもダウンロードが可能となっている。
 - 巻末には「みんなのおでかけマップ」の電子版（ホームページ）「バリアフリーマップ」の紹介やリンク情報を掲載している。

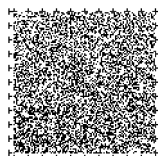


「Ⅳ 施設における多様な情報伝達手段の整備促進」

- ① タブレット端末を活用した遠隔手話通訳（世田谷区）
 - 区の総合支所（各地域ごとに設置された行政手続等が可能な窓口）で手話通訳が必要な際に、タブレット端末を使って、区役所（本庁舎）の手話通訳者と通信し、手話通訳を行っている。
 - 平成 26 年 7 月から試行実施しており、区役所に手話通訳者が待機している平日午前中は対応可能となっている。1 年間程度、利用状況等を見ながら事業継続について検討していく。
- ② 荒川区コミュニケーション支援ボード（荒川区）
 - 災害時にコミュニケーションを取ることが困難な障害者等が意思表示できるよう、意思確認や要望の内容を絵カードにして、避難所等でそれらを指さすことで障害者等の家族や周囲の人と本人との意思疎通を容易にする「荒川区コミュニケーション支援ボード」を作成した。
 - 障害者福祉課の窓口や、区立障害者施設で配布しているほか、インターネット上からダウンロードできる。
 - 日常生活においても活用できる内容となっており、活用例を示したマニュアルも同時に作成している。

「Ⅴ まちなかでの障害特性等に配慮した案内サインの充実」

- ① スマートフォンアプリ「ココシルこまえ」（狛江市）
 - 国土交通省からの委託事業として平成 25 年度に実施。車いすやベビーカー利用者等を支援するスマートフォン・タブレット端末向けのアプリを開発した。
 - 車いすやベビーカー利用者等が安心して移動できるルートを、市内を循環するコミュニティバスと連動して案内するほか、最寄りの A E D 設置場所、避難所までのルート案内、地域のイベント情報を提供している。
 - コミュニティバスのバス停（42 か所）に N F C タグ（鉄道事業者等の I C カードと同様の短い通信エリアを持つ通信機器）を設置し、運用している。タグにスマートフォンやタブレット端末をかざすだけで利用可能となっている。



2 主な法令等の規定

(1) 東京都福祉のまちづくり条例

平成7年に制定し、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的に、施設等の整備基準のほか、教育や学習の振興、情報提供など、ソフト面の取組についても規定している。

平成21年の改正において、ユニバーサルデザインを基本理念とした。

ア 心のバリアフリーに関する規定

(ア) 都の役割

第8条 都は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりに関して、事業者及び都民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 事業者の役割

第4条第3項 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

イ 情報バリアフリーに関する規定

(ア) 都の役割

第9条 都は、前条の福祉のまちづくりに関する事業者及び都民の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

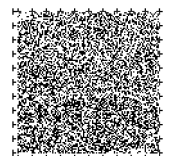
(イ) 事業者の役割

第13条 事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報（以下「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ウ) 案内設備や標識等の整備

建築物、公共交通施設、道路、公園等における案内設備、標識等に関する整備基準を規定し、施設の新設や改修の際に、この基準に基づく整備を促進している。

(※)



<基準の例>

- エレベーター、車いす・オストメイト等に対応した便所、障害者等用駐車区画等の配置を表示した案内板や標識を設ける。
- 表示内容は、文字や記号が大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。
- 視覚障害者への対応として、文字等の浮き彫り、音声案内、点字、触知案内図等の設備を併せて設ける。
- 道等から案内板に至る経路等には、線状ブロック及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
- 段や傾斜がある危険箇所等では警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。
- 観覧席・客席を設ける場合は、聴覚障害者等への対応として、集団補聴設備（磁気ループ等）、字幕や文字情報表示装置等を設ける。

※バリアフリー法も同様の移動等円滑化基準を規定

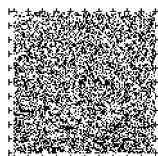
(2) バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動や施設の利用に当たっての身体の負担を軽減することにより、利便性や安全性を向上させることを促進するための基本方針。

平成 18 年に制定され、平成 23 年に一部改正されており、平成 32 年度末の整備目標のほか、適切な情報提供や心のバリアフリーの必要性について定めている。

ア 心のバリアフリーに関する規定

- ・移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。
- ・地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、（中略）移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。
- ・施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらのものによる施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する。



イ 情報バリアフリーに関する規定

- ・移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。
- ・その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。
- ・さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

(3) 障害者の権利に関する条約

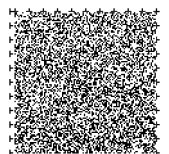
障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めている。平成 18 年に国連総会で採択され、日本は平成 26 年 1 月に批准した。

心のバリアフリーに関しては、「平等及び無差別」（第 5 条）や「意識の向上」（第 8 条）、また、情報バリアフリーに関しては、「施設及びサービス等の利用の容易さ」（第 9 条）や「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」（第 21 条）などが規定されている。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、行政機関や民間事業者における措置等について定めている。特に、障害を理由とした差別的取扱いは、行政機関及び民間事業者とも禁止、社会的障壁の除去についての合理的配慮（4 ページ参照）は、行政機関は義務、民間事業者は努力義務とされた。平成 25 年に制定され、平成 28 年 4 月施行予定である。

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消に寄与するよう努めなければならない。



第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(5) 「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」(JIS X 8341-3)

日本工業規格(JIS)により平成16年に制定され、平成22年に改正された。

高齢者、障害者等が、ウェブコンテンツ(※11)を知覚し、理解し、操作できるようにするために、ウェブコンテンツを企画、設計、制作・開発及び保守・運用するときに配慮すべき事項を指針として明示したもの。具体的には、情報アクセシビリティの確保や向上に関する要件、ウェブコンテンツに関する要件等が記載されている。

(※11) ウェブコンテンツ・・・インターネット上で提供される情報やデータ。

